

浦添市消防本部障がい者活躍推進計画

令和7年4月1日

機関名	浦添市消防本部
任命権者	消防長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
浦添市における障がい者雇用に関する課題	消防吏員における障がい者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第38条第1項の規定により対象外となっており、これまで障がい者に限った募集・採用を行っていない。しかしながら、現在在籍している職員が途中で障がい者となる可能性もあることから（以下「中途障がい者」という。）、組織的な体制整備が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であって、消防吏員については、今後も障がい者に限定した募集・採用を行うことは困難と考えるが、会計年度任用職員については、募集条件に障がい者を排除するような条件を設けないこととする
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として消防総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、中途障がい者として障がい者となった職員が在籍することとなった場合は、消防総務課に障がい者である職員の相談窓口を設定し、職場内において周知する。
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、沖縄労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障がい者が配属されている部署の職員を中心に、沖縄労働局等が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」や各種障がい者雇用等に関する講座等があれば受講案内を行い、参加を募る。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○中途障がい者として障がい者となった職員が障がい等により従来の業務遂行が困難となった場合、又はその相談があった場合は、円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討する。 ○定期的に面談等を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているか等の点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がいに限定する。

		・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3) 働き方	○人事担当は、柔軟な勤務体制について検討を行い、必要な制度の整備を図る。 ○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4) キャリア形成	○本人の希望も踏まえつつ、能力向上やスキルアップを目的とした研修等への参加を奨励する。 ○会計年度任用職員について、任用の時点で本人の希望等を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。 ○人事評価において、障がいにより能力の発揮が難しい評価項目や着眼点に示された要素がある場合には、遂行できる業務を割振った上で能力の発揮を評価する等、合理的配慮を実施する。
	(5) その他の人事管理	○年1回の面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場介助等の支援を行う。 ○中途障がい者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 ○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○障害者就労施設等が供給する物品等の需要の増進等を図るため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の直売会の開催といった販売の場の提供等を実施する。

※浦添市では、法令等にある表記や名称が固有名詞などの場合を除き、前後の文脈から人を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記としています。